



WWF-Japan
(財)世界自然保護基金ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14
日本生命赤羽橋ビル 6 F
TEL:03-3769-1711 (代表)
FAX:03-3769-1717

世自基日委発第 02-014

2002 年 7 月 25 日

環境省自然保護局 野生生物課
課長 黒田 大三郎 様
農林水産省生産局 植物防疫課
課長 齋藤 登 様

(財)世界自然保護基金ジャパン
事務局長 日野 迪夫

外国産カブトムシ・クワガタムシの輸入に関する要望

我が国は、外国産の生きた動物をペットとして多く輸入しています。取引の対象となる種が違法に輸入されることを防ぐのも重要ですが、海外からもちこまれた動物が国内で野生化し日本の生態系に与える影響も大きな問題です。

近年の飼育ブームによって外国産のカブトムシ・クワガタムシが 2001 年の 1 年間に少なくとも 68 万個体輸入されています。この輸入が、生息地でのカブトムシ・クワガタムシの存続に害がないか、または日本の在来種や生態系に有害とならないかが懸念されます。

このたび、野生生物の取引を監視するトラフィックイーストアジアジャパンが、外国産カブトムシ・クワガタムシの販売状況をまとめ、それらの輸入数量や国内・海外の法律について調査しました(別添資料参照)。その結果をもとに、関係省にカブトムシ・クワガタムシの輸入および飼育に関して以下の事項を要望いたします。

1. 輸入時の詳細データを的確に掌握するシステムを構築すること

2. 現行法の厳しい施行を実施すること

植物防疫法で現在輸入が認められていない種の持ち込みについてより一層厳しい監視体制をとることが望まれる。

3. 輸入許可の専門家委員会を設置すること

植物防疫上、有害虫かどうかの判断に加え、生態系への影響を評価するために、有識者を含む専門家委員会を設置し、輸入の可否を検討すること。

4. 国内のオオクワガタやヒラタクワガタ、島嶼に固有のクワガタ各（亜）種を、種の保存法の国内希少種に指定するよう検討すること

遺伝子の攪乱や個体数の減少が危惧されるため、国内での採取や販売を禁止する国内希少種に指定するよう検討すること

5. 原産国で不正に輸出された動物を国内で取り締まる法律をつくること

原産国が保護すべき種に指定し、取引を禁止しているものが不正に輸出され、国内に持ち込まれた場合は、国内での取引や所持等も違法とすること。

6. 生物の多様性を守るための法律をつくること

国内の生物の多様性を維持するため、外来種対策法の制定、施行を早急に実施すべきである。外来種対策法は、輸入に関して厳しい制限を加え、輸入された種と在来種との交配や個体を放すことを禁止する内容を含める。

7. 関係者への普及啓発を行うこと

取り扱い業者や飼育愛好家に対して、外国産のカブトムシ・クワガタムシが国内の生態系を乱すおそれがあることを伝える。原産国の異なるもの同士の交配や個体を放さないなど、適切な管理を徹底させる。